

令和7年12月15日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する
省令等の施行等について

平素より産業保健活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添の通り、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第108号）が10月29日に公布され、同日から順次施行することについて、日本医師会より周知協力依頼がありました。

本改正は、放射線装置室に設置される工業用等のエックス線装置に係る被ばく事故の再発防止を目的として、当該装置に対する自動警報装置や安全装置の設置義務関係、作業主任者の職務関係等に関する規制の強化を行うものです。

併せて、特別教育の対象業務の拡大（一部除外を含む）や、労働安全衛生法関係法令における「医療用」のエックス線装置の定義の明確化等が含まれます。

貴会におかれましても本改正の趣旨をご理解の上、貴会会員への周知方につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

◆労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する
省令等の施行等について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2025ken1_1447.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。
宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です。
（半角入力）

<事務局>

大阪府医師会 地域医療課（澤野）

TEL：06-6763-7012